

案件概要書

2012 年 3 月 28 日

国際協力機構東南アジア・大洋州部東南アジア第四課

1. 案件名（国名）

国名： ミャンマー連邦共和国

案件名： ヤンゴン市渡河船供与計画)

(The Project for Procurement of Ferryboat in Yangon City)

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における内陸水運セクターの開発実績（現状）と課題

ミャンマー国は、国土の南北を貫くエーヤワディー河とそこから分岐した多くの河川及び海岸線に広がるデルタ地帯等からなる内陸水路網が発達した国である。総人口の3分の1を超える年間2,632万人（2006年度）が内陸水運を利用しており、輸送モードに占める内陸水運の割合も高い。国内最大の都市ヤンゴン中心部も、三方を河川で囲まれており、ヤンゴン中心部とヤンゴン河を挟んだ住宅街のダラー地区を結ぶ渡河船は20,000人／日が利用している。しかし、本航路は流れも早く、また、付近にヤンゴン港があることから大型船の往来も激しい一方で、就航する渡河船は建造から40年以上が経過し老朽化したものであるため、安全性、輸送効率性が課題となっている。

(2) 当該国における内陸水運セクターの開発政策と本事業の位置づけ及び必要性

2011年3月の連邦議会における大統領演説では、少数民族を含む貧富の格差及び地域間格差の是正が言及されている。「ヤンゴン市渡河船供与計画」（以下、「本事業」という。）は、貧困層も多く利用する公共交通機関である渡河船を供与するものであり、ミャンマー政府の改革方針とも合致し、国内の統合を強め、安定した社会の実現に寄与するものである。

(3) 内陸水運セクターに対する我が国及びJICAの援助方針と実績

対ミャンマー支援においては、協力プログラムは策定されておらず、日本政府の「民衆に直接裨益する基礎生活分野の案件を中心にケース・バイ・ケースで検討の上、実施する」との経済協力方針に従い協力を検討する。本計画は、多くの市民が利用する公共交通機関の整備を行うものであり、上記協力方針とも合致する。

(4) 他の援助機関の対応：

これまで、内陸水運公社に対する他ドナーの支援実績はない。

3. 事業概要

(1) 事業の目的

本事業は、ヤンゴン市において老朽化している既存の渡河船に替わる新規の渡河船の建造及びその供与を通して、輸送の効率性及び安全性の改善を図り、もってヤンゴン市民の生活環境の改善に資するものである。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名：ヤンゴン市

(3) 事業概要

- 1) 土木工事、調達機器等の内容：渡河船の建造及びその供与。詳細は協力準備調査にて確認予定。
- 2) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容：詳細設計、調達監理を想定。ソフトコンポーネント（設備・機材の活用・管理等）は協力準備調査にて確認。

(4) 事業実施体制

事業実施機関：内陸水運公社

(5) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 貧困削減促進等：特になし

(6) 他スキーム、他ドナー等との連携：技術協力「ヤンゴン港・内陸水運施設改修プロジェクト」の中で、船舶修理等の研修を実施し、維持管理能力の強化を図る予定。

(7) その他特記事項：特になし

4. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

(1) 類似案件の評価結果

過去の船舶に係る類似案件では、運営維持に高度技術を要する場合、トレーニング等により能力を強化すべきとの評価結果を得ている。

(2) 本事業への教訓

技術協力「ヤンゴン港・内陸水運施設改修プロジェクト」の中で、船舶修理等の研修を実施し、維持管理能力の強化を図る予定。

以 上

案件説明図

